

岩手県告示第38号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成24年岩手県告示第588号）で公示した公共測量を終了した旨紫波町長から次のとおり通知があった。

平成25年1月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 紫波郡紫波町星山及び犬吠森地内
- 2 実施した期間 平成24年8月1日から同年12月13日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（1級基準点測量及び2級基準点測量）